

平成14年9月2日

株 主 各 位

東京都中央区京橋2丁目1番9号
中 外 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 永 山 治

ジェン・プローブ社株式「割当通知書」ご送付のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、当社の米国子会社であるジェン・プローブ社（Gen-Probe Incorporated、以下GP社）のスピノフに伴い、本年7月31日（割当基準日）の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された株主の皆様に対して、本年9月16日（日本時間）にGP社株式の割当・分配を行いますので、ここに「割当通知書」および関連書類をご送付申し上げます。

GP社株式の割当・分配は、株主の皆様が割当基準日時点で保有されている当社普通株式1株につきGP社普通株式0.086株の割合で行い、本年9月16日にGP社の株主名簿に登録いたします。同封の「割当通知書」にGP社株式の割当株式数を記載しておりますのでご確認下さい。なお、割当の結果生じる1株未満の端数につきましては、GP社の名義書換代理人であるメロン・インベスター・サービシーズ社（Mellon Investor Services, LLC、以下メロン社）が市場にて一括売却し、後日株主の皆様はその処分代金を端数に応じてお支払いいたします。

また、GP社は本年9月9日（日本時間）以降に米国のナスダック（NASDAQ）に株式を上場し、株主の皆様への割当・分配実施後すみやかに同社株式の普通取引が開始される予定です（上場後の同社の銘柄コードは「GPRO」となります）。GP社に関する情報につきましては、別途、お送りいたします「情報説明書（Information Statement）」に詳細な説明がございますので、併せてご高覧頂ければ幸いです。

なお、GP社株式が外国証券であることや本割当・分配の一部が税務上配当とみなされることなどにより、株主の皆様にご留意を賜りたい事項を下記に記載しておりますので、是非ともご高覧下さいますようお願い申し上げます。

< 株主の皆様にご留意いただきたい事項 >

1. 英文表記のご確認

GP社の株主名簿には、株主の皆様のお名前・ご住所が英文にて登録されております。登録内容は同封の「割当通知書」に記載しておりますのでご確認下さい。万一、英文表記に誤りがありました場合は、取扱証券会社への移管手続（後記4参照）を行われる方は、まず当該証券会社へご連絡下さいますようお願い申し上げます。登録内容が実際の読み方と異なる場合でも、取扱証券会社をご本人であることの確認に支障がないと判断した場合は、移管手続が可能となり、移管手続完了後は登録内容を修正する必要はなくなります。当面移管手続を予定されない方は、大変お手数ながら同封いたしました返信用はがきに正しい表記をご記入の上、本年10月末日までに当社宛ご返送下さいますようお願い申し上げます。

2. DRS Stock Distribution Statement (DRS株式分配明細書)

今回のGP社株式の割当・分配にあたっては、米国企業の株主名簿管理方法の一つである Direct Registration System（直接登録制度、以下DRS）と呼ばれる仕組みを利用します。当社株主の皆様は、本年7月31日（割当基準日）の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に基づき自動的にGP社のDRS上の株主名簿に登録され、GP社株式を割り当てられます。この登録は電子的に行われるため、今回の割当・分配時に現物の株券は発行されませんが、株主としての権利および利益は株券を保有する場合と何ら変わりはありません。

本日お届けした書類とは別に、皆様宛てにメロン社より直接、英文の「DRS Stock Distribution Statement (DRS株式分配明細書、以下「DRS Statement」)」が郵送されます。

「DRS Statement」は、GP社の株主名簿に登録された皆様の株式保有の内容をご確認いただく書類であり、今後の諸手続（後記4参照）にも必要になりますので、大切に保管下さいますようお願い申し上げます。

3. 税務関係手続

今回のGP社株式の割当・分配および本年9月17日に実施する現金の払戻しに伴い、株主の皆様には税務上「みなし配当課税」が発生いたします。現金の払戻し分は、このみなし配当につき当社が徴収し納付すべき源泉所得税の支払に充当いたしますので、源泉所得税率20%以上が適用される株主の皆様には現金のお支払はなされません。また、35%の源泉分離課税を選択されている個人株主で今回それが適用となられた皆様には、差額の15%相当額（当社の立替え納税分）を別途請求させていただきます。なお、総合課税の対象となられる個人株主の皆様は来年3月17日までに確定申告が必要となります。

なお、割当基準日時点でご所有の当社株式を、本年8月1日以降に譲渡される場合は、皆様の当社株式の取得原価は、法人税法の規定に従い、従前の取得原価の半額（従前の取得原価×0.5）になりますのでご注意ください。税務上の取扱いにつきましては、当社で作成した説明資料をGP社の「情報説明書」と共に別途お送りしておりますので、ご高覧いただければ幸いです（当社ホームページ：<http://www.chugai-pharm.co.jp>でもご覧いただけます）。

4. 外国証券取引口座

前述の通り、今回のGP社株式の割当・分配に伴い、株主の皆様の保有株式はGP社のDRS（直接登録制度）上の株主名簿に自動的に登録されますが、日本の居住者が外国証券であるGP社株式を売買する場合は、原則としてその居住者が国内の証券会社に有する外国証券取引口座を通じて売買取引を行う必要がありますので、GP社株式の売却を希望される方は、まずGP社株式をDRS上の株主名簿からお取引証券会社の外国証券取引口座に移管する手続きを行う必要があります。また、今回割り当てられたGP社の株式をDRS上の株主名簿に登録したままにした場合、ご住所の変更、ご相続等のお手続きに際して、株主の皆様ご自身で直接メロン社に対してお手続きを行う必要が出てまいります。その場合、言語や制度の違いにより日本の株主の皆様にとっては負担が大きくなりますので、当面売却を予定されていない方でも、お早めに外国証券取引口座への移管手続きをお取りになることをお勧めいたします。移管手続き完了後は、お取引証券会社にて各種手続きが可能となり、メロン社に直接ご連絡いただく必要はなくなります。

この移管手続きは今回お手元にお届けした「割当通知書」と後日メロン社から送付いたします「DRS Statement」が到着次第いつでも開始可能となります。外国証券取引口座の開設手続きならびにDRS上の株主名簿から外国証券取引口座への移管手続きの詳細につきましては、同封の「ジェン・プローブ社株式の移管手続きの要領」をご参照下さい。

お問い合わせ：中外製薬株式会社 TEL 03 - 3273 - 0924

敬 具